

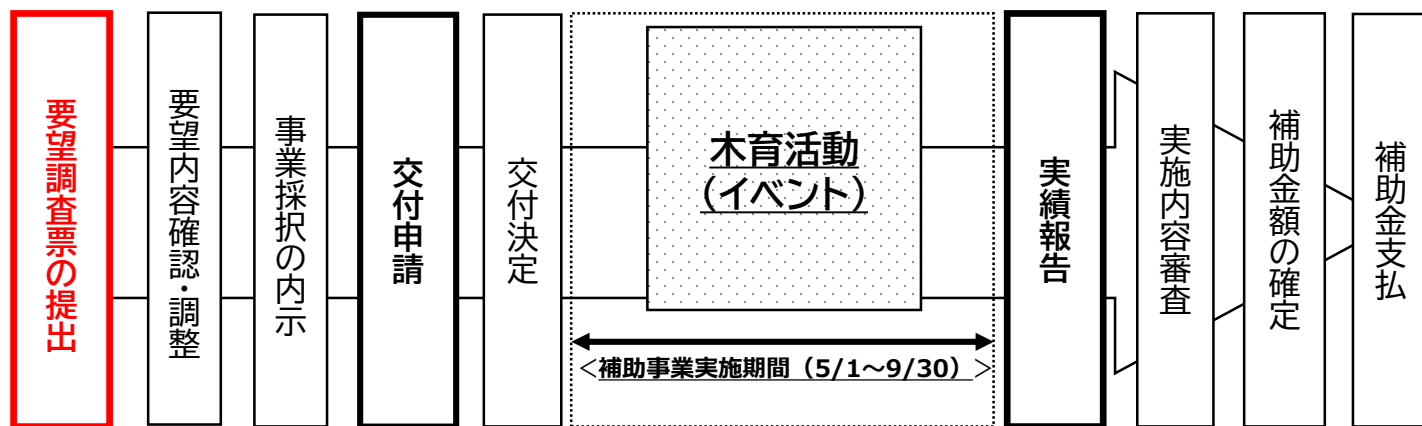


木育マイスターの活動支援 補助制度のご案内

北海道では、全道各地で様々な木育活動を実践されている木育マイスターの皆様を応援するため、企業の皆様からの「企業版ふるさと納税」による寄附金を活用し、活動に要する経費の一部を助成します。

補助対象者	<ol style="list-style-type: none"> 1 北海道知事が認定した木育マイスター 2 木育マイスターが組織する団体
補助対象経費	<p>木育マイスター及び木育マイスターが組織する団体が行う木育活動に要する次の経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 報償費(木育マイスター(申請者を除く)等への謝金) 2 旅 費(木育マイスター等) 3 需用費(資材費、消耗品費、印刷製本費) 4 役務費(通信費、手数料、木製遊具等運搬費) 5 使用料及び賃借料(会場等借上費、木製遊具等レンタル料)
補 助 率	2分の1以内

【事務の流れ】



※1 太枠部分が補助対象者が行う手続きです。(「交付申請」以降の手続きに係る期限や必要書式は別にお知らせします。)

※2 要望金額が予算額に達した場合等、要望にお応えできない場合があります。

調査票提出期限	令和6年(2024年)3月15日(金)
調査票提出先 (問合せ先)	北海道水産林務部森林環境局森林活用課木育推進係 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 TEL 011-204-5515(係直通) FAX 011-232-4142 Mail suirin.katsuyo2@pref.hokkaido.lg.jp

